

福島県みどりの食料システム基本計画（案）についての意見と県の考え方

令和5年3月28日

農林企画課

No.	意見		意見内容	県の考え方
	該当箇所			
	ページ	行		
1	1	3	<p>農林水産省 みどりの食料システム法について 1. 制度について みどりの食料システム法の Q&A（令和4年12月23日時点）</p> <p>【2 基本計画】2-1 いつまで基本計画を作成すればよいですか。の欄には、「相続特例の適用期限が令和5年度末であることや、令和4年度末に旧持続農業法の認定が失効する方がいることを踏まえ、国としては、可能な限り令和4年度中の作成をご検討いただきたいと考えています。」となっている。</p> <p>①福島県のみどりの食料システム基本計画が公表されていないので、認定を受けることが出来ず、農業者の一部が日本政策金融公庫の農業改良資金（農業者向け）を今の段階で使うことができないのではないかと。</p> <p>他都道府県の作成状況を見ると、令和5年3月26日現在、北海道、秋田県、山形県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県が既に公表している。</p> <p>②今後の福島県のみどりの食料システム基本計画が公表されるまでのスケジュールをご教示願いたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>①福島県みどりの食料システム基本計画公表までの間は本計画に基づく認定を受けることができませんが、旧持続農業法の認定を受けた農業者等（経過措置により、なおその効力を有するものに限る。）に該当する場合には、農業改良資金の活用が可能です。なお、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下、「みどりの食料システム法」という。）に基づく認定以外にも農業改良資金の活用が可能な場合があります。</p> <p>②福島県みどりの食料システム基本計画公表に向けて、パブリック・コメント等頂戴した意見を踏まえ、みどりの食料システム法第16条第1項に基づき、農林水産大臣に対し、基本計画の協議を行います。農林水産大臣の同意を得た後、同法第16条第9項に基づき、遅滞なく基本計画を公表します。</p>